

第20号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

介護保険法等の一部改正に伴い、保険料段階の判定に係る基準及び過料を科せられる者を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第6号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号ア中「190万円」を「200万円」に、「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条中「前4条」を「第13条から前条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法等の一部改正に伴い、保険料段階の判定に係る基準及び過料を科せられる者を変更するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料段階の判定に係る基準の変更（第4条関係）

ア 第1号被保険者の保険料段階の判定においては、所得指標として合計所得金額から次に掲げる長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。

区分	特別控除額（最大）	租税特別措置法
(ア) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合	5,000万円	第33条の4第1項及び第2項
(イ) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円	第34条第1項
(ウ) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円	第34条の2第1項
(エ) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円	第34条の3第1項
(オ) 居住用財産を譲渡した場合	3,000万円	第35条第1項
(カ) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合	1,000万円	第35条の2第1項
(キ) (ア)から(カ)までのうち2つ以上の適用を受ける場合	5,000万円	第36条

イ 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料に係る基準所得金額を次のとおり改正する。

保険料段階 及び保険料率 (月額)	内 容	
	改正案	現 行
第1段階 (2,470円)	本人が生活保護受給者，老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者のもの又は世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	
第2段階 (3,840円)	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え，120万円以下のもの	
第3段階 (4,110円)	世帯全員が市民税非課税者で本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超えるもの	
第4段階 (4,940円)	本人が市民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下で，世帯に市民税課税者がいるもの	
第5段階 (5,490円)	本人が市民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え，世帯に市民税課税者がいるもの	
第6段階 (6,030円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満のもの	
第7段階 (6,860円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上190万円未満のもの
第8段階 (8,230円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの
第9段階 (8,260円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が290万円以上400万円未満のもの
第10段階 (9,600円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	
第11段階 (10,260円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満のもの	
第12段階 (10,290円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のもの	
第13段階 (10,980円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満のもの	

第14段階 (11,250円)	本人が市民税課税者で合計所得金額が1,500万円以上のもの
--------------------	-------------------------------

(2) 過料を科せられる者の変更（第15条関係）

市が必要があると認める際に行う被保険者等に関する調査において、正当な理由なく、文書等の提出命令に応じない場合等に過料（10万円以下）を科せられる者として、第2号被保険者の配偶者等を加えることとする。

改正案	現行
ア 被保険者	ア 被保険者
イ <u>被保険者の</u> 配偶者	イ <u>第1号被保険者の</u> 配偶者
ウ <u>被保険者の</u> 属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者	ウ <u>第1号被保険者の</u> 属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者
エ アからウまでに掲げる者であった者	エ アからウまでに掲げる者であった者

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 改正後の2(1)の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

芦屋市介護保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,880円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,080円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,320円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,280円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,880円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,360円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)<u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,880円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,080円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 49,320円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,280円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,880円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,360円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要</p>

改正案	現 行
<p>保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,320円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 98,760円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>以上<u>300万円</u>未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,120円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>以上400万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>保護者（以下「要保護者」という。）であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,320円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>190万円</u>未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 98,760円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>以上<u>290万円</u>未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,120円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円</u>以上400万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p>

改正案	現 行
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 115,200円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 123,120円</p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 123,480円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 115,200円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 123,120円</p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 123,480円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態</p>

改正案	現 行
<p>となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 131,760円</p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 135,000円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,640円とする。</p> <p>第15条 被保険者、<u>被保険者の配偶者</u>若しくは<u>被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>第13条から前条までの</u>過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 <u>第13条から前条までの</u>過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	<p>となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 131,760円</p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 135,000円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,640円とする。</p> <p>第15条 被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者</u>若しくは<u>第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>前4条の</u>過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 <u>前4条の</u>過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>